

有資格業者の入札参加資格停止に関する要領（平成１６年４月２２日定め）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 前	改 正 後
（措置要件の適用基準） 第１３条 措置要件の具体的な適用基準は、次の各号に掲げるとおりとする。 （１）～（１１）〔略〕 別表第２第１３号 別表第１第１号から第７号まで及び本表第１号から第１２号までに掲げる措置要件に該当するほか、個人及び代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は罰金以上の刑を宣告され、建設工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められる場合	（措置要件の適用基準） 第１３条 措置要件の具体的な適用基準は、次の各号に掲げるとおりとする。 （１）～（１１）〔略〕 別表第２第１３号 別表第１第１号から第７号まで及び本表第１号から第１２号までに掲げる措置要件に該当するほか、個人及び代表役員等が拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は罰金以上の刑を宣告され、建設工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められる場合

附 則
この要領は、令和７年６月１日から施行する。